

兼業及び兼職の許可申請手続等について（通達）

制定 平成24. 12. 28 例規務第31号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察職員（以下「職員」という。）が兼業を行う場合には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項及び京都府警察処務規程（昭和30年京都府警察本部訓令第19号。以下「処務規程」という。）第7条第27号の規定により、任命権者である警察本部長（以下「本部長」という。）の許可を受けなければならない。また、職員が兼職を行う場合には、その兼職に伴う活動によっては地方公務員法及び処務規程に抵触するおそれがあることから、みだしのことについて下記のように定め、平成25年1月1日から実施することとしたから、各所属長は、職員の兼業及び兼職の実態を把握するとともに、許可申請手続等の徹底に努められたい。

記

1 定義

(1) この通達において「兼業」とは、次のいずれかに該当することをいう。

- ア 職員が報酬を得て営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体等の役員等を兼ねること。
- イ 職員が営利を目的とする私企業を営むこと。
- ウ 職員が報酬を得て事業又は事務に従事すること。

(2) この通達において「兼職」とは、職員が報酬を得ないで他の団体等の役員等の職を兼ねることをいう（警察組織運営上必要と認められた職を兼ねる場合を除く。）。

2 兼業を行う場合の許可申請手続、制限等

(1) 許可申請手続

- ア 職員は、兼業を行おうとするときは、兼業許可申請書（別記様式第1）により、速やかに所属長に申請すること。この場合において、兼業の許可の申請に係る期間の上限は1年間とし、1年間を超えて兼業するときは、1年ごとに申請すること。
- イ 所属長は、前記2の(1)のアの申請の内容等について調査の上、兼業許可上申書（別記様式第2）により本部長に上申（警務部警務課長（以下「警務課長」という。）経由）すること。
- ウ 本部長は、前記2の(1)のイの上申があったときは、所要の審査をした上、その結果を上申した所属長に通知する。

(2) 兼業の制限

所属長は、兼業を行おうとする職員に対して、次のいずれかに該当する場合には許可されないことについて指導を徹底すること。

- ア サービスの根本基準、職務に専念する義務等職員の職務上の義務に支障を及ぼすおそれがある場合
- イ 信用を保つ義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等職員の職務外の義務に悪影響を及ぼすおそれがある場合
- ウ 職員が占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

エ 前記2の(2)のアからウまでに定めるもののほか、職員の身分上ふさわしくない性質をもつ場合

(3) 包括的な承認による許可

兼業の許可の申請に係る職が次に掲げる職であるときは、これらの職が職員の居住する地域の自治活動等に係るものであり、避けることのできない事情があること及び前記2の(2)のアからエまでのいずれにも該当しないことが明らかであることから、当該申請をもって許可があったものとみなし、兼業できるものとする。この場合において、所属長は、包括的な承認による兼業報告書(別記様式第3)に委嘱書等その職に就任したことを疎明する書類の写しを添付の上、本部長に報告(警務課長経由)すること。

ア 市政協力委員

イ 自治会長、区長又は自治会連合会長

ウ 自治会等役員に就任したため併せて任命された役員等

エ 育友会役員及び育友会役員に就任したため併せて任命された役員等

3 兼職を行う場合の報告等

兼職については、兼ねようとする職が前記2の(2)のアからエまでのいずれにも該当しないときにできるものとする。この場合において、職員及び所属長は、次に掲げる報告等を行うこと。

(1) 職員は、兼職を行おうとするときは、兼職報告書(別記様式第4)により、速やかに所属長に報告すること。この場合において、兼職の報告に係る期間の上限は1年間とし、1年間を超えて兼職するときは、1年ごとに報告すること。

(2) 所属長は、前記3の(1)の報告の内容等が前記2の(2)のアからエまでのいずれにも該当しないこと等について調査の上、当該兼職が公務に優先するものでないこと等について指導を行うこと。

4 実態把握の徹底

(1) 所属長は、所属職員の兼業及び兼職の状況について実態の把握に努め、現に兼業又は兼職を行っており、かつ、その許可を受け、又は報告をした期間が満了する者で引き続き兼業又は兼職を行おうとするもの及び新たに兼業又は兼職を行おうとする者については、速やかに手続を行わせること。

(2) 所属長は、前記4の(1)の場合のほか、所属職員が他の団体等の役員等として任命されていることを知ったときは、委嘱書等の写しの提出を求めるなどして、確実な実態の把握に努めること。

5 留意事項

(1) 職員は、兼業又は兼職する業務等に従事するときは、職員としての職務の遂行に支障を及ぼすことのないよう、勤務時間外に従事することを原則とし、やむを得ず勤務時間中に従事するときは年次休暇を取得すること。

(2) 所属長は、兼業による収入及び報酬については、税の申告等の手続を適正に行うよう指導すること。

(3) 所属長は、兼職の報告があった場合であっても、報酬があるときには、兼業の扱いとなるので、速やかに所要の手続をとらせること。

(4) この通達は、職員が兼業及び兼職を行うことを無条件に制限するものではないので、その

趣旨を周知すること。

6 経過措置

この例規通達の実施の際現に従前の規定により許可された兼業及び報告された兼職は、それぞれこの例規通達に基づき許可された兼業又は報告された兼職とみなす。

別記
様式第1

年 月 末日 廃棄

(所属長)

年 月 日

殿

(係)
(階級)
(氏名) ㊤
年 月 日生 (歳)

兼業許可申請書

下記のとおり兼業したいので、地方公務員法第38条第1項及び京都府警察処務規程第7条第27号の規定により許可を申請します。

記

兼業の内容	職務内容	
	期間(任期)	年 月 日から 年 月 日までの間 (年)
	報酬	月 額 ・ 年 額 円
兼業を(必要と)する理由		
職に影響を及ぼさない理由		

- 注 1 年齢は、申請日現在とする。
2 辞令、契約書等の写しを付して兼業の内容について疎明すること。無い場合は、理由を具体的に記載すること。
3 本申請書の保存期間は、期間(任期)終了から3年とする。

様式第 2

年 月 末日 廃棄

第 号
年 月 日 長

京都府警察本部長 殿
(警務課長)

兼業許可上申書

職員から、兼業許可について申請があったので調査した結果、下記のとおりであったから、兼業許可申請書の写しを添えて上申します。

記

申 請 者	係		階 級	
	氏 名 (職員番号)		生年月日	年 月 日
	採用年月日	年 月 日	現配置年月日	年 月 日
勤 務 状 況				
兼業の内容	職 務 内 容			
	期 間 (任 期)	年 月 日 から	年 月 日 までの間 (年)	
	報 酬	月 額 ・ 年 額		円
所 属 長 意 見				

注 本上申書の保存期間は、期間（任期）終了から3年とする。

年 月 末日 廃棄

第 号
年 月 日 長

京都府警察本部長 殿
(警務課長)

包括的な承認による兼業報告書

職員から、包括的に承認された職に係る兼業の許可について申請があったので調査した結果、下記のとおりであったから、委嘱書等の写しを添えて報告します。

記

申請者	係		階 級	
	氏 名 (職員番号)		生年月日	年 月 日
	採用年月日	年 月 日	現配置年月日	年 月 日
勤務状況				
兼業の内容	職務内容			
	期間(任期)	年 月 日から 年 月 日までの間 (年)		
	報 酬	月 額 ・ 年 額 円		
所属長意見				

注 本報告書の保存期間は、期間(任期)終了から3年とする。

様式第 4

年 月 末日 廃棄

(所属長)

殿

年 月 日

(係)

(階級)

(氏名)

㊟

年 月 日生 (歳)

兼職報告書

下記のとおり兼職するので報告します。

なお、兼職に当たっては、警察職員としての立場を自覚し、地方公務員法及び京都府警察処務規程に規定された事項を遵守します。

記

兼 職 の 内 容	職務内容	
	期間(任期)	年 月 日から 年 月 日までの間 (年)
	報 酬	無 報 酬
兼 職 を 必 要 と する理由		
兼 職 が 職 員 の 職 に 与 える 影 響		

注 1 年齢は、報告日現在とする。

2 本報告書の保存期間は、期間(任期)終了から3年とする。